（旧接続請求に関する経過措置）

第五条　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により改正法の施行の日以後引き続き旧接続請求を行う場合における当該旧接続請求については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号。次条において「一部改正省令」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（次条において「旧規則」という。）第五条及び第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項各号列記以外の部分	法第五条第一項第一号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第五条第一項第一号
第五条第一項第二号	当該特定供給者の認定発電設備	当該旧接続請求者（改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求者をいう。）、特定旧接続請求者（改正法附則第六条第一項に規定する旧接続請求者をいう。）又は手続後旧接続請求者（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第一項に規定する手続後旧接続請求者をいう。）（以下この条及び次条において「旧接続請求者等」という。）の当該旧接続請求（改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求をいう。次項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下この条及び次条において「旧認定発電設備」という。）
	特定供給者が	旧接続請求者等が
	自らの認定発電設備	自らの旧認定発電設備
	接続請求電気事業者	当該旧接続請求の相手方である一般送配電事業者又は特定送配電事業者（以下この条及び次条において「旧接続請求電気事業者」という。）
第五条第一項第三号	特定供給者	旧接続請求者等
第五条第一項第四号	特定供給者	旧接続請求者等
	認定発電設備	旧認定発電設備
	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者

第五条第二項	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
	特定供給者	旧接続請求者等
	法第五条第一項の規定による接続の請求	旧接続請求
第六条第一項各号列記以外の部分	法第五条第一項第三号	旧法第五条第一項第三号
第六条第一項第一号	特定供給者	旧接続請求者等
	認定発電設備	旧認定発電設備
第六条第一項第二号ハ	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
第六条第一項第三号イから チまでの部分以外の部分	特定供給者	旧接続請求者等
	認定発電設備	旧認定発電設備
第六条第一項第三号イ(1)及び(2)以外の部分	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
	特定供給者	旧接続請求者等
	第二条第一号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年経済産業省令第十三号）第四条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一号
	及び第二条第三号	並びに新規則第三条第三号及び第四号
	認定発電設備	旧認定発電設備
第六条第一項第三号イ(1)	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
	認定発電設備	旧認定発電設備
第六条第一項第三号ロ	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
	特定供給者	旧接続請求者等
	認定発電設備	旧認定発電設備